資料１－１

子ども・子育て会議の概要について

黒部市子ども・子育て会議設置要綱

第２条（所掌事項）

①黒部市子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。

② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

③子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

④黒部市次世代育成支援行動計画の評価に関すること。

⑤前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認めること。

【参考】黒部市子ども･子育て支援事業計画について

国の基本指針に即して策定する「市町村版子ども・子育て支援事業計画」であり、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定。本計画に基づく各施策や事業の進捗状況については、黒部市子ども・子育て会議に報告し、点検・評価することとされています。

≪子ども･子育て支援事業計画策定の変遷≫

平成 22（2010）年度 ～ 平成 26（2014）年度	平成 27（2015）年度 ～ 令和元（2019）年度	令和２（2020）年度 ～ 令和６（2024）年度	令和７（2025）年度 ～ 令和 11（2029）年度
次世代育成支援行動計画（後期）	子ども･子育て支援事業計画（第１期）	子ども･子育て支援事業計画（第２期）	子ども･子育て支援事業計画（第３期）